

相続税の申告のセルフチェックシート

※この用紙は相続税の申告書ではありません。

亡くなられたのはいつですか。 平成____年____月____日 (申告期限:平成____年____月____日)

※ 申告・納付期限は、亡くなられた日の翌日から10か月以内です。

相続人は何人いますか。(配偶者 有・無 実子____人 養子____人) 法定相続人の数 _____人

※1 相続を放棄された方がおられる場合には、その方も含めて記入してください。
2 養子の方がおられる場合は、基礎控除額の計算上、法定相続人の数に算入できる数に制限があります。

⇒ 遺産に係る基礎控除額を計算します。

平成27年1月1日以降の相続 【3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数(____人)】

①(基礎控除額)

万円

| | | | |
|-------------|--|---|----|
| 相続税の対象となる財産 | 亡くなられた方や先代の名義の不動産(土地、建物など)はありませんか。 (裏面参照) | ② | 万円 |
| | 亡くなられた方(名義は異なるが、被相続人に帰属するものを含む)の有価証券(株式、公社債など)はありませんか。 | ③ | 万円 |
| | 亡くなられた方(名義は異なるが、被相続人に帰属するものを含む)の現金・預貯金等はありませんか。 | ④ | 万円 |
| | 相続人が受け取られた生命保険金、損害保険契約の死亡保険金等はありませんか。 【生命保険金等(____円) - (500万円 × 法定相続人の数)】 → | ⑤ | 万円 |
| | 相続人が受け取られた死亡退職金はありませんか。 【退職金(____円) - (500万円 × 法定相続人の数)】 → | ⑥ | 万円 |
| | 上記以外の財産はありませんか。(例えば、貸付金、未収金など) 具体的に記載してください。(____) | ⑦ | 万円 |
| | 亡くなられた方から相続人の方への生前贈与はありませんか。 | | |
| | 相続時精算課税制度を適用したもの | ⑧ | 万円 |
| | 上記以外で、亡くなられた日前3年以内のもの | ⑨ | 万円 |
| | ②から⑨の合計額 | ⑩ | 万円 |

| | | | |
|---------|-------------------------------------|---|----|
| 債務・葬式費用 | 亡くなられた方の債務(借入金や未払金など)及び葬式費用はありませんか。 | | |
| | 借入金や未払金などの債務 | | 万円 |
| | 葬式費用 | | 万円 |
| | 合計額 | ⑪ | 万円 |

| | | | |
|----|------------------------|---|----|
| 判定 | 相続税の申告が必要かどうかを確認します。 | | |
| | ⑩ - ⑪ | ⑫ | 万円 |
| | ⑫ - ①(基礎控除額) | ⑬ | 万円 |
| | ⑬の金額がプラスの場合は、申告が必要です。 | | |
| | ⑬の金額がマイナスの場合は、申告は不要です。 | | |
| | (注) あくまでも概算による結果です。 | | |

○ 不動産の評価額について

(※ あくまでも概算による結果です。)

| 種類 | 評価方法 | 所在地 | イ 面積(m ²) | ロ 路線価(円) | ハ 固定資産税 評価額(円) | ニ 倍率 | ホ 評価額の概算(円) イ×ロ又はハ×ニ | |
|-----------|-----------|-------------|-----------------------|----------|-------------------|------|-------------------------|--|
| (例) | | | | | | | | |
| 宅地 | 路線価 倍率 | 福岡南区井尻1-0-0 | 250.0 | 50,000 | | | 12,500,000 | |
| | 路線価 倍率 | | | | | | | |
| | 路線価 倍率 | | | | | | | |
| | 路線価 倍率 | | | | | | | |
| | 路線価 倍率 | | | | | | | |
| 表面「②」の欄へ← | | | | | | | 合計額 | |

※ 土地の評価に必要な路線価又は倍率は、国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】で確認できます。

なお、路線価図は、1平方メートル当たりの価額を千円単位で表示しています。

自動音声案内による国税に関するご相談のご案内

税務署に電話をかけると

自動音声案内でご案内
相談内容に応じて「1」、「2」の番号を選択してください。

「1」を選択

- 国税に関する一般的なご相談

「2」を選択

- 個別のご相談のための事前予約手続(注)
- 税務署からの照会に関するお問い合わせ
- 税金の納付相談

【電話相談センター】

職員がご相談をお受けします。
引き続き音声案内に従い、相談内容の番号を選択してください。

※ 相続税の相談の場合は「3」を選択

【税務署】

職員がご相談をお受けします。

(注) 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等)を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

予約の場合の連絡先: 税務署 資産課税(担当)部門

【参考】

日本税理士会連合会ホームページ内の税理士情報検索サイト【<http://www.zeirishikensaku.jp>】では、税理士等の検索が可能となっています。